

公立学校共済組合各支部事務局長 殿

公立学校共済組合本部総務部総務課
支部連絡調整室長 牧野 英子

業務の性質上、季節的に報酬が変動する場合の随時改定の保険者算定
に係る様式等について

業務の性質上、季節的に報酬が変動する場合の随時改定の保険者算定（以下「随時改定の保険者算定」という。）については、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」の一部改正について」（平成30年3月9日付け支部連絡調整室長名事務連絡）において連絡したところですが、当共済組合で使用する様式について下記のとおり送付します。

なお、随時改定の保険者算定に関する要件、留意点等について、別紙のとおりまとめましたので、確認の上、事務処理に遺漏のないよう取り扱ってください。

また、「標準報酬制の手引き（制度解説・事務処理）」の修正については、おってお知らせします。

記

1 随時改定の保険者算定に係る様式

随時改定の保険者算定を行う場合、給与支給機関は以下の様式を支部に提出すること。

- (1) 年間報酬の平均で算定することの申立書（随時改定用）【別添1】
- (2) 標準報酬随時改定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、報酬の比較及び組合員の同意等（随時改定用）【別添2】

2 定時決定の保険者算定に係る様式

業務の性質上、季節的に報酬が変動する場合の定時決定の保険者算定に係る様式についても、上記1に併せて変更を行う。

なお、定時決定に係る様式については、平成30年度の定時決定に使用する場合には、従来の様式を使用しても差し支えないこととする。

- (1) 年間報酬の平均で算定することの申立書（定時決定用）【別添3】
- (2) 標準報酬定時決定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、報酬の比較及び組合員の同意等（定時決定用）【別添4】